

報告事項 ア

件名	新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の対応について
提出理由	新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の対応について、別紙のとおり報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 経緯2 公立学校における感染状況（さいたま市を除く）3 県立学校における学校運営の基本方針4 緊急事態宣言期間中の対応5 その他6 市町村教育委員会への要請

（総務課）

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の対応について

1 経 緯

1月7日に政府対策本部長から埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県に対して、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、同日開催の第39回新型コロナウイルス対策本部会議において知事から教育委員会に対し「県立学校における感染防止策を徹底すること」を講ずるよう求められた。

2 公立学校における感染状況（さいたま市を除く）

（1）月別陽性者数

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
児童 生徒	33 人	74 人	23 人	38 人	80 人	301 人	242 人	791 人
教職員	1 人	6 人	0 人	6 人	16 人	32 人	33 人	94 人
合計	34 人	80 人	23 人	44 人	96 人	333 人	275 人	885 人

「1月」は、1月15日までに報告を受けた人数

（2）学校種別陽性者数

	児童生徒	教職員	合計
小学校	286 人	43 人	329 人
中学校	209 人	17 人	226 人
高等学校	281 人	24 人	305 人
特別支援学校	15 人	10 人	25 人
合計	791 人	94 人	885 人

3 県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

4 緊急事態宣言期間中の対応

（1）感染予防の更なる徹底

- ア 健康観察の徹底
- イ 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施
- ウ 授業等における合唱・調理実習等の中止
- エ オンライン学習の活用
- オ 食事中の会話禁止

(2) 登下校時の 3 密の回避

- ア 県立中学校及び高等学校
生徒の通学方法等、各学校の実情にあわせて始業時刻の繰り下げを実施
(始業時刻を繰り下げた場合、必要に応じて短縮授業を行う)
- イ 県立特別支援学校のうち職業学科及び高校内分校
上記アに準じた対応
- ウ 県立特別支援学校 (上記イを除く)
公共交通機関を利用している児童生徒について、地域、学校の状況や障
害の実態を踏まえた対応
- エ 登下校時は、飲食等をせず速やかに移動するよう指導

(3) 部活動

- ア 原則中止
- イ 教育局が指定した競技大会等に参加する場合、大会の 1 4 日前から活動
を認める。

(4) 修学旅行等

各学校において、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分
な理解を得たうえで、中止・延期を含め実施の可否を判断する。

(5) 家庭へのお願い

以下の内容について各家庭へ協力を依頼する。

- ア 規則正しい生活習慣の徹底 (健康観察を含む)
- イ 発熱等の風邪症状がみられる場合、家庭内に体調不良者がいる場合は登
校させない
- ウ 基本的感染防止対策の徹底
(3 密の回避、正しい手洗い、マスクの着用)
- エ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- オ 児童生徒のみの会食等の自粛

5 その他

県立学校の入学者選抜等については、感染防止対策を徹底したうえで実施。

6 市町村教育委員会への要請

- (1) 上記 4 のうち「(1) 感染予防の更なる徹底」「(4) 修学旅行等」「(5) 家
庭へのお願い」については、市町村立学校において同様の対応を要請
- (2) 部活動については、感染リスクの高い活動の制限及び感染防止策の徹底を
要請